

令和8年度 高崎市緊急耐震対策事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止するため、損傷、腐食等の劣化が確認できる塀の除却・改修工事に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

制度名称		制度5 塀除却・改修工事			
申請者の条件	<ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない個人 又は 法人であること 塀の所有者又は塀の所有者から同意を得ている者であること 				
塀の条件	<ul style="list-style-type: none"> 道路※に沿って設けられているもの 道路面から測定した高さが0.8m以上で延長が5m以上のもの 塀で、損傷、腐食その他の劣化が確認できるもの 風営店舗の用に供する施設の塀でないもの 過去に本制度及び他の制度の補助金を受けていないこと <p>(※補助対象となる道路について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第42条第1項の道路 及び 法第43条第2項第1号の規定による幅員4m以上の道 建築基準法第42条第2項に規定する道路後退が必要な道(以下、「狭あい道路」という。) 都市計画区域外の場合は、道路法による道路その他市等が管理する幅員4m以上の道路 <p>※建築指導課にて上記道路の種別の確認ができますので、事前にご相談ください</p>				
工事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> 高崎市内に本店、支店、営業所 又は 事業所を有する者であること 				
工事の条件	除却工事の条件	(全部除却) 塀及びその塀の基礎を 除却する工事	(塀除却) 塀のみを除却する工事 ※既存の基礎残し	(部分除却) 0.6m以下の高さまで 塀を除却する工事	
	築造工事の条件	全部除却後に、高さ 1.2m以下のブロック 塀又は高さ2.0m以下 のフェンス(高さ1.2 m以下のブロック塀と の併用も含む)を築造 する工事	塀除却後に、高さ2.0 m以下(申請敷地の地 盤面の高さが0.8mを 超える場合は、地盤面 の高さに1.2mを加え た高さ以下)のフェ ンスを築造する工事	※部分除却後の築造工 事は補助の対象とな りません	
<p>(その他、築造工事の条件) ※別紙「補助対象イメージ図」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀の位置については、道路側へ超えない位置に築造する工事であること 狭あい道路沿いの場合は生活道路拡幅協議締結後の着工とし、後退用地を寄付すること 補強コンクリートブロック造の構造は、別紙「ブロック塀築造設計チェックリスト」の基準に適合すること 工事の着手及び完成期日が、下記「手続きの流れ」の期日を遵守できるもの 					
除却工事の補助	一律2万円(工事費が満たない場合は工事費限度)				
築造工事の補助	補助率	塀の築造工事費用の50% ※1000円未満の端数は切り捨て			
	塀の築造長さ	20m以下	20m超～40m以下	40m超	
	上限額	20万円	30万円	50万円	
	※築造の対象長さは、除却前の塀の長さを上限とし、門及び門柱部分は対象外				

R080304

手続きの流れ

内 容	①申し込み	②工事着手	③完了報告書類の提出	④補助金の支払い
期日等	R8年5月11日から R8年11月30日まで	補助金の交付決定日 以降の着手	R9年2月26日まで	完了報告書類の提出後 3週間程度
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 予算が終わり次第、 受付は終了となります 狭あい道路沿いで築 造工事が伴う場合は、 生活道路拡幅協議書を 先(又は同時)に提出 し、R8年7月31日ま でに申し込みをして ください 	<ul style="list-style-type: none"> 申込から2～3週間 程度で交付決定とな ります 交付決定日前に着手 (契約行為も含む)した 場合は補助の対象外と なります 築造工事の着手は、 生活道路拡幅協議の締 結後としてください 	<ul style="list-style-type: none"> 工事代金の支払い 後、完了報告書類を提 出してください 見積書・領収証の宛 名、補助金振込口座の 名義人が同一であるこ とが条件です 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に申請者が工事 代金等を全額負担する 必要があります

○申し込み時に提出が必要な書類（制度4～7）

必要書類	書類名	条件等
共通	<input type="checkbox"/> 申請書	制度4は様式第3号、制度5は様式第4号 制度6は様式第5号、制度7は様式第6号
	<input type="checkbox"/> 納税証明書 (市税等について滞納額がない証明)	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの (申請日前3か月以内に取得したもの)
	<input type="checkbox"/> 委任状	代理者を選任する場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/> 工事費用の見積書	補助対象経費が分かるもの ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/> 所有者からの事業実施に対する同意書	申請者が所有者以外の場合又は複数所有者の場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/> 案内図	
	<input type="checkbox"/> 申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること
(制度4) 屋根改修 工事	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 又は 固定資産課税台帳記載事項証明(評価証明)	
	<input type="checkbox"/> 屋根の現状が確認できる写真	既存の瓦屋根の状況が確認できるもの (屋根全体及び瓦の厚み等がわかるもの) ※重さの根拠を求める可能性あり
	<input type="checkbox"/> 屋根材の商品カタログ等の写し	設置する屋根材の重量が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 葺き替え計画図面または写真	・屋根のすべてを葺き替えない場合 ・葺き替え箇所が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し	建築確認申請が必要な工事の場合
(制度5) 塀除却・ 改修工事	<input type="checkbox"/> 除却・築造する塀の位置図	塀の位置、高さ、延長を明記
	<input type="checkbox"/> 除却する塀の現状写真	除却する塀の状況(高さ、延長、劣化状況など)が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 築造する塀の仕様書、平面図及び詳細断面図	塀を築造する場合に、新たな塀の位置、長さ、高さ、壁厚、基礎深さ等が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> ブロック塀築造設計チェックリスト	補強CB造(フェンス併用を含む)の塀を築造する場合
	<input type="checkbox"/> 塀の商品カタログ等の写し	新設のブロック、フェンスの仕様が分かるもの
	<input type="checkbox"/> 誓約書	狭あい(2項)道路沿いであり、生活道路拡幅協議の締結前に築造工事の補助を申請する場合(※参考様式あり)
(制度6) 広告塔除 却・改修 工事	<input type="checkbox"/> 除却・築造する広告塔の位置図	広告塔の除却前後の位置が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 除却する広告塔の現状写真	除却する広告塔の状況が確認できるもの ※高さの根拠を求める可能性あり
	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し及び設計図書	新たな広告塔を築造する場合
(制度7) 擁壁改修 工事	<input type="checkbox"/> 擁壁の位置図	擁壁の除却前後の位置が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 擁壁の現状写真	除却する擁壁の状況(高さ、延長等)が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し及び設計図書	建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受けて実施する築造工事の場合
	<input type="checkbox"/> 盛土規制法に基づく許可証の写し及び設計図書	盛土規制法に基づく許可証の交付を受けて実施する築造工事の場合

R080304

○工事完了時に提出が必要な書類（制度4～7）

必要書類	書類名	条件等
共通	<input type="checkbox"/> 完了報告書(様式第18号)	
	<input type="checkbox"/> 事業実施報告書(様式第19号)	
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	請書、注文書でも可
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/> 請求書(様式第16号)	
	<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 工事写真(日付入り・カラー)	・工事前、工事中及び完成後の状況写真 ・主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真 (制度5の場合)補強CB造の塀を築造する場合は、ブロック塀築造設計チェックリストの各要件が確認出来る写真(根入れ深さ、基礎高、配筋等)
	<input type="checkbox"/> 検査済証の写し	建築確認又は盛土規制法の許可を受けた工事の場合のみ

※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。